小山町商工会　賑わい創出事業助成金交付要綱（改正）

（趣旨）

1. 小山町商工会は町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図ることを目的に、商工会員で組織した団体及びグループが実施する事業に対し助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）会員　助成事業申請時に小山町商工会員であり会費等を滞納していないものをいう。

（２）事業計画書　町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図ることを目的とした計画をいう。

（３）審査会　助成事業の円滑な事務処理及び申請内容の審査を行うため、小山町商工会内に設置した総務企画委員会をいう。

（助成対象者）

第３条　助成事業の対象者は、次に該当するものとする。

（１）会員で組織した団体及びグループ

（助成対象事業）

第４条　助成事業の交付対象となる事業は、前条に規定する助成対象者が事業計画書に基づいて実施する町内に賑わいを創出し商工業の活性化に資する事業とする。

２　助成対象経費は前項の事業を行う為に必要な次に定める経費とする。

（１）広報費

（２）借損料

（３）消耗品費

（４）委託費

（５）その他審査会で認めた費用

（助成金額）

1. 助成金の交付額は、前条第２項の助成対象経費の合計に３分の２を乗じて得た金額に対して上限５０,０００円とする。ただし１,０００円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

２　前項に掲げる助成金の交付は会員で組織した１団体及び１グループにつき年１回限りとする。

３　前年度に交付を受けた補助対象事業を継続して行う場合の助成金の交付額は、上限５０,０００円の２分の１の２５,０００円を上限金額とする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を申請しようとする会員で組織した団体及びグループは、事業実施日より３０日以前に賑わい創出事業助成交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて商工会に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（交付の決定等）

第７条　商工会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査会に諮り、その適否及び助成金額を決定し会員で組織した団体及びグループに通知するものとする。

（交付請求）

第８条　前条の規定により交付決定の通知を受けた会員で組織した団体及びグループは、助成対象事業の完了後、３０日後又は当該年度２月２０日のどちらか早い日までに、賑わい創出事業助成交付請求書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて商工会に、助成金を請求するものとする。

（１）事業報告書

（２）証憑

（交付の確定及び支給）

第９条　商工会は、前条の規定による請求があったときは、内容を速やかに審査した上で、その適否及び助成金額を確定し、支給するものとする。

（交付取消し及び返還）

第１０条　商工会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）虚偽又は不正の申請を行ったとき。

（申請の取り下げ）

第１１条　申請者は、助成対象事業の中止等により、申請を取り下げる事実が発生した場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

　　附　則

　１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　附　則

　１　（助成金額）第５条、第３項の追加は令和元年６月２７日から実施する

　２　（交付申請）第６条　賑わい創出事業助成交付申請書（様式第１号）の一部変更は令和元年５月　２７日から実施する

　３　（助成金額）第５条の第１項、第３項の一部変更は令和４年８月１日から実施する。

　４　（定義）第２条　第３項の一部名称変更は令和６年１２月４日から実施する。

　５　（交付申請）第６条　賑わい創出事業助成交付申請書（様式第１号）の一部変更は令和６年１２月４日から実施する。